

高石水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例施行規程を
公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

大阪広域水道企業団
企業長 永藤 英機

大阪広域水道企業団管理規程第 7 号

高石水道事業に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例
施行規程

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 3 条）
- 第 2 章 給水装置工事（第 4 条－第 11 条）
- 第 3 章 給水（第 12 条－第 17 条）
- 第 4 章 料金、使用料、加入金、手数料等（第 18 条－第 30 条）
- 第 5 章 貯水槽水道（第 31 条・第 32 条）
- 第 6 章 雑則（第 33 条・第 34 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか、高石水道事業（大阪広域水道企業団水道企業条例（平成 23 年大阪広域水道企業団条例第 2 号）第 3 条第 2 項第 1 号イに定める高石水道事業をいう。以下同じ。）に係る大阪広域水道企業団水道事業給水条例（平成 29 年大阪広域水道企業団条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程の用語の意義は、条例の定めるところによる。

（届出）

第 3 条 所有者は、条例第 5 条の規定により代理人の選定をしたときは、直ちに当該代理人と連署して企業長に届け出なければならない。

2 条例第 6 条第 1 項の規定により管理人の選定をしたときは、次に掲げるところにより直ちに企業長に届け出なければならない。

（1） 給水装置を共有するときは、所有者の連署

（2） 共用給水装置を使用するときは、使用者の連署

3 条例第 7 条第 1 項各号及び第 2 項各号のいずれかに該当するときの届出義務者は、次に掲げるとおりとする。

（1） 給水を受けることを中止するときは、使用者

（2） 給水装置を廃止するときは、所有者

（3） 給水装置の用途を変更するときは、使用者、所有者又は管理人

（4） 消防の演習のため私設消火栓を使用するときは、使用者

（5） 使用者の氏名又は住所に変更があったときは、新旧使用者

- (6) 所有者の氏名又は住所に変更があったときは、新旧所有者。ただし、その事実を証明する書類を添付するときは、新所有者
- (7) 代理人の氏名又は住所に変更があったときは、所有者又は代理人
- (8) 管理人の氏名又は住所に変更があったときは、使用者、所有者又は管理人
- (9) 共用給水装置の使用の戸数又は箇所数に変更があったときは、使用者又は管理人
- (10) 貯水槽を設けて2以上の独立した住宅等の施設に給水する場合において、給水装置を使用する戸数又は箇所数に変更があったときは、使用者又は管理人
- (11) 消防のため私設消火栓その他の給水装置を使用したときは、使用者

第2章 給水装置工事

(給水方式)

第4条 給水方式は、次のとおりとする。

- (1) 直結直圧式 配水管の水圧のみを利用し、末端の給水栓まで直接給水する方式
- (2) 直結増圧式 配水管の水圧を利用しつつ、これに圧力を加え、末端の給水栓まで直接給水する方式
- (3) 貯水槽式 配水管から一旦貯水槽に受け、当該貯水槽から給水する方式
- (4) 併用方式 1の敷地内で直結直圧式と直結増圧式又は直結直圧式と貯水槽式を併用する方式

2 前項各号に掲げる給水方式は、建物の給水高さ、必要水量、用途等をもって決定するものとする。

(給水装置工事の申込み)

第5条 条例第10条第1項の規定による申込みをしようとする者（以下「工事申込者」という。）は、所定の事項を記載した申込書を提出しなければならない。

2 条例第10条第1項ただし書の企業長が定める工事は、修繕工事とする。

3 条例第10条第2項の規定により、企業長が必要と認めるときは、第1項の申込みの際、次に掲げる利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。

- (1) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置するときは、その給水装置の所有者の同意書
- (2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置するときは、その土地所有者の同意書
- (3) その他特別の理由があるときは、利害関係人の同意書又は申込

者の誓約書

4 工事申込者は、工事が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ企業長と協議しなければならない。

(1) 直結増圧式により給水するとき。

(2) その他企業長が必要と認めるとき。

(給水装置工事の施行範囲)

第6条 条例第11条第1項に規定する給水装置工事の施行範囲は、次のとおりとする。

(1) 直結直圧式又は直結増圧式で給水するものにあつては、給水栓まで

(2) 貯水槽式により給水するものにあつては、貯水槽への注入口まで

(設計審査及び工事検査)

第7条 条例第11条第2項の規定により、企業長は、給水装置工事の適正な施行を確保するため、第5条第1項の申込書及び同条第3項の規定により提出された書類に基づき、設置しようとする給水装置の構造、材質、工法等が基準に適合していることを確認する設計審査を行う。ただし、あらかじめ企業長の承認を得た工事については、工事の一部を先行して施行することができる。

2 条例第11条第2項の規定により、企業長は、給水装置工事の完了後に、前項の設計審査の内容と照合するための工事検査を行う。

3 条例第11条第2項ただし書の企業長が定める工事は、修繕工事とする。

4 条例第11条第2項第2号のその他企業長が必要と認めるときとは、企業長が給水装置工事の施行中その他検査が必要と判断するときとする。

(給水装置工事等の変更又は取消し)

第8条 工事申込者は、工事の変更又は取消しをしようとするときは、直ちに企業長に申し込まなければならない。

2 工事申込者が第5条の申込みをした日から30日以内に条例第16条第1項の規定による工事費の概算額を前納しないときは、工事申込みを取り消したものとみなす。

(給水装置の構造)

第9条 給水装置は、給水管、給水栓、止水栓、分水栓、メーター等をもって構成する。ただし、企業長が必要ないと認めるときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定するもののほか、給水装置の構造に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

(給水管及び給水用具の指定)

第10条 条例第13条第1項の規定により指定する給水管及び給水用具の

構造及び材質は、企業長が別に定める。

（工事費の算出方法）

第11条 条例第15条第1項各号に掲げる費用の算出方法は、次のとおりとする。

- （1） 材料費は、その工事に使用する材料の数量に企業長が別に定める材料単価の額を乗じる。
- （2） 運搬費は、輸送方法に応じて要した実費額とする。
- （3） 労力費は、管類の継手作業、栓類の取付作業、掘削作業その他の作業について、それぞれの作業に要する労力の算出歩数にその作業に従事する配管工等の賃金の額を乗じることとし、労力の算出歩数、配管工等の賃金の額については、企業長が別に定めるところによる。
- （4） 道路復旧費は、道路管理者の定めるところによる。ただし、重要路線その他で道路の仮復旧を要する場合には、企業長が定める道路掘削仮復旧費を別に徴収する。
- （5） 間接経費は、監督料、損料及び事務費とし、それぞれ材料費と労力費の合計額に100分の10以内の率を乗じた額とする。ただし、企業長が必要と認めるときは、その額を減免することができる。

第3章 給水

（メーターの設置）

第12条 メーターは、次に定めるところにより設置するものとする。ただし、これにより難いときは、その都度企業長が定める。

- （1） 給水栓まで直接給水するものについては、専用給水装置ごとに1個とする。ただし、共用給水装置であつて企業長が必要と認めたものについては、建物1棟につき又は最も適当と考えられる集団の1単位ごとに1個とする。
 - （2） 貯水槽を設けるものについては、貯水槽ごとに1個とする。ただし、使用水量を計量するために必要があると認める時は、貯水槽水道の各戸の使用ユーザーごとに1個とする。
 - （3） 私設消火栓には、設置しない。
- 2 メーターを設置する場所は、使用者等が不在であっても点検及び取替えに支障がなく、乾燥して汚水が入りにくく、かつ、損傷のおそれのない場所とすること。

（メーターの位置の変更）

第13条 保管者は、メーターの位置を変更しようとするときは、第5条第1項の申込書をもって、企業長に申し込まなければならない。

- 2 企業長は、家屋の改修等のためメーターの検針等に支障があるときは、メーターの位置を変更することができる。
- 3 企業長は、前項の規定による変更に必要な費用について、保管者に請求することができる。

(メーターの保管)

第14条 保管者は、メーターの設置場所にメーターの検針等に支障を来すような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 保管者は、メーター又は附属器具を亡失し、又は毀損したときは、直ちに企業長に届け出なければならない。

3 条例第21条第3項に規定する損害の賠償額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) メーターを亡失した場合 前項の規定による届出時（以下「届出時」という。）のメーター購入価格

(2) メーターを毀損した場合 届出時の修繕費用額

(3) 前号に規定する場合で修繕が不可能なとき 届出時のメーター購入価格

(私設消火栓)

第15条 条例第22条第1項の規定により私設消火栓を消防の演習に使用する者は、その事実を証明する書類をあらかじめ企業長に提出しなければならない。

2 私設消火栓の使用時間は、前項の消防の演習1回につき5分以内とする。

(給水装置の修繕の費用負担)

第16条 条例第23条第3項又は第4項の規定により企業長が施行した給水装置の修繕その他必要な処置に要した費用は、企業長が別に定めるところにより算出し、徴収する。

2 条例第23条第3項又は第4項の規定により企業長が施行した修繕の完了後6月以内に給水装置が損傷したときは、企業長がこれを修繕し、その修繕に要した費用は、企業団の負担とする。ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失による場合は、この限りでない。

(給水装置及び水質の検査の請求)

第17条 条例第24条第1項の検査は、企業長が必要ないと認める相当の理由があるときは、その請求を拒むことができる。

2 条例第24条第2項の特別の費用を要したときは、次に掲げるときとする。

(1) 給水装置について、その構造、材質、機能又は漏水についての通常の検査以外の検査を行うとき。

(2) 供給する水の水質について、色及び濁り並びに消毒の残留効果等の飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第4章 料金、使用料、加入金、手数料等

(料金及び使用料)

第18条 条例第26条第1項の料金算定基礎額の算定に係る条例別表第1の基本料金は、1月の使用水量が同表に定める水量に満たない場合であっても、1月分の金額とする。

2 条例第26条第1項から第3項（同項各号列記以外の部分に限る。）の料金及び使用料の計算において、金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 条例第26条第5項に規定する用途の適用基準は、別表のとおりとする。ただし、用途が重複する場合は、その都度企業長が定める。
（使用水量の端数処理）

第19条 条例第28条第1項から第3項までの規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、その端数は次の計量に繰り越すものとする。ただし、メーターの取付け又は取り外しをした月は、この限りでない。

2 条例第28条第1項後段の規定により使用水量を各月均等とみなしたときに、1月当たりの使用水量に1立方メートル未満の端数があるときは、計量をした日の属する月（以下「計量月」という。）の前月分の端数を切り上げ、計量月分の端数を切り捨てるものとする。

3 条例第28条第4項の規定による使用水量の計量において、メーターの指示量に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（使用水量の認定）

第20条 条例第29条の規定による使用水量の認定は、次に掲げる水量により行う。

（1） 前年同期間の使用水量

（2） 前号の規定によることが適当でないと認められるときは、直前の計量期間における使用水量

（3） 前号の規定によることが適当でないと認められるときは、直前12か月間における平均使用水量

（4） 前号の規定によることが適当でないと認められるときは、10日以上の使用日数に基づく日割計算水量

2 前項各号の規定により認定を行うことが適当でないと認められる場合は、その都度最善な方法により行うものとする。

3 使用水量の認定において、1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（特別な場合における料金の算定）

第21条 条例第30条第1項第1号に規定する計量期間の途中で給水を開始し、中止し、若しくは停止し、又は給水装置を廃止したときの料金及び使用料の算定については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

（1） 使用日数が1月以内のとき 1月分の料金及び使用料を算定する。

（2） 使用日数が1月を超えるとき 2月分の料金及び使用料を算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなす。

2 前項各号の規定による算定において、使用日数が15日以内となる場合は、条例別表第1に定める基本料金及び条例別表第2に定める金額を2分の1として計算し、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

3 条例第30条第1項第2号に規定する計量期間の途中で用途に変更があったとき又は同項第3号に規定する計量期間の途中でメーターの口径に変更があったときの料金及び使用料は、適用すべき日数の多い方の区分（適用すべき日数が等しいときは、新たに適用することとなった方の区分）により算定する。

（共用給水装置等の料金の算定）

第22条 集合住宅（店舗付住宅を含み、宿泊所等を除く。）で、各住居ごとに単独で給水する設備を有する場合は、各住居ごとに一般用の料金を適用し、企業長が指定する使用料を徴収することができる。

2 前項に定めるもののほか、企業長が必要と認めるものの料金の算定については、企業長が別に定める。

（加入金の算定方法）

第23条 加入金の算定方法は、次のとおりとする。

（1） 1戸又は1箇所給水するときは、設置するメーターの口径に係る加入金の額とする。

（2） 共同住宅等に給水するときは、次のとおりとする。

ア 各戸に企業団のメーターがあるときは、各戸のメーターの口径ごとに算定した加入金の合計額とする。

イ 各戸に企業団のメーターがないときは、各戸の引込管の口径をメーターの口径とみなして算定した加入金の合計額とする。また、その場合において引込管の口径が20ミリメートル未満の場合であっても20ミリメートルとみなす。

2 前項に定めるもののほか、加入金の算定方法については企業長が別に定める。

（一時的な使用に係る加入金）

第24条 新設する給水装置が一時的な使用（1年を超えない期間に限る。）に供するもので撤去を前提とするときは、加入金の納付を要しない。

2 前項の規定にかかわらず、一時的な使用に供する給水装置を引き続き専用給水装置等として使用することが明らかな場合は、加入金を納付させることができる。この場合において、当該加入金は、専用給水装置等に係る加入金に充てるものとし、差額がある場合については次条第4項各号の規定を準用する。

（加入金の追徴又は還付）

第25条 同一敷地内において給水装置を改造する場合は、その都度、第23条の規定により加入金を算定し、その額が既納の加入金を超えるときは、その差額を納付させ、既納の加入金を下回るときは、その差額

は還付しない。

2 前項に規定する場合において、不要な給水装置は分岐箇所から全て撤去しなければならない。

3 給水を受けている者が、使用水量の増加により、メーターの口径に応じた使用水量の限度を超えて使用することになったときは、企業長は使用者等に対し、使用水量に応じた給水装置の改造等適切な処置をさせ、加入金の差額を納付させることができる。

4 第1項に定めるもののほか、既納の加入金との差額を納付させ、又は還付することができる場合については、次のとおりとする。ただし、還付する場合は、当該給水装置工事の施行範囲において、企業長が不要と判断した給水装置を全て撤去しなければならない。

(1) 加入金の納付後、工事検査前に工事の申込みを取り消した場合は、全額を還付する。

(2) 加入金の納付後、工事検査前に、工事内容の変更により当該加入金に変更が生じた場合は、差額を納付させ、又は還付する。

(加入金の免除)

第26条 条例第36条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、加入金を免除することができる。

(1) 他の水道事業者から給水を受けていた者が、同じ場所で、給水区域である水道事業者から給水を受けるとき。

(2) その他企業長が必要と認めるとき。

(手数料の負担)

第27条 企業長は、第7条に規定する審査及び検査を実施するときは、条例別表第4の設計審査手数料及び工事検査手数料を徴収する。

2 前項の設計審査手数料及び工事検査手数料の算定方法は、次のとおりとする。

(1) 工事対象のメーター口径に係る手数料の額とする。

(2) 共同住宅等で、各戸の給水装置に企業団のメーターを設置する場合は、各戸のメーターの口径ごとに算定した額の合計額とする。

(3) 共同住宅等で各戸に企業団のメーターを設置しない場合は、各戸の引込管の口径をメーターの口径とみなして算定した額の合計額とする。

(4) その他、申込み時の工種が複数にわたる場合の算定方法は、企業長が別に定める。

(水道施設の新設等に要する費用の負担)

第28条 条例第43条の2第1項に規定する給水申込者は、水道施設の新設等を必要とするときは、あらかじめ企業長と協議しなければならない。

2 条例第43条の2第1項に規定する水道施設の新設等に係る費用は、次に掲げる費用の合計額に100分の110を乗じて得た額（その額に1円

未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(1) 水道施設の新設等の工事に要する費用

ア 請負工事費

イ 業務委託料

ウ 材料費

エ 間接経費

(2) 水道施設の新設等の工事に付随する費用(以下「付随費用」という。)

3 前項各号に掲げる費用の算出方法は、次のとおりとする。

(1) 請負工事費は、工事の一部又は全部を請負に付する場合において、当該請負に係る費用の額とする。

(2) 業務委託料は、工事のための業務の一部を委託に付する場合において、当該委託に係る費用の額とする。

(3) 材料費は、企業団の材料を使用する場合において、当該材料に係る費用の額とする。

(4) 間接経費は、前3号に掲げる費用の合計額に100分の10以内の率を乗じて得た額とし、その率及び算出方法については、企業長が別に定める。

(5) 付随費用は、企業長が給水に応じるために要する費用のうち、工事に要する費用以外の費用の額とする。

4 第2項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

5 企業長は、特別の理由があると認めるときは、費用の一部を負担することができる。

(料金等の徴収方法)

第29条 料金及び使用料の納付は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

(1) 納入通知書による払込み

(2) 口座振替

(3) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者による納付の方法

(4) その他企業長が認める方法

2 加入金、手数料その他条例に規定する費用(以下「加入金等」という。)の納付は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

(1) 納入通知書による払込み

(2) その他企業長が認める方法

(料金等の減免)

第30条 条例第44条の規定による料金等の減額又は免除(以下「減免」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときに行えるものとする。

- (1) 条例第23条第1項に規定する善良な管理者の注意をもって給水装置が管理されていたにもかかわらず、不可抗力により漏水が発生したとき。
- (2) 前号に規定するもののほか、企業長が公益上その他特別の理由があると認めるとき。
- 2 前項第1号の規定により減免を受けようとする者は、給水装置の修繕を行った後、企業長が別に定めるところにより申請しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、第1項第1号に係る料金等の減免に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

第5章 貯水槽水道

(貯水槽水道の設置)

第31条 一時に多量の水を使用する箇所その他企業長が必要と認める場合においては、貯水槽水道を設けなければならない。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第32条 条例第46条第2項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 貯水槽の掃除を毎年1回以上、定期に行うこと。

イ 貯水槽の点検その他有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前号イの管理に関し、毎年1回以上、定期に給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。

第6章 雑則

(資料提出の請求)

第33条 用途の適用又は水量の認定等について、企業長が必要と認めるときは、使用者等に資料の提出を求めることができる。

(委任)

第34条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(高石市との水道事業の統合に伴う経過措置)
- 2 この規程の施行の日前に、廃止前の高石市水道事業条例施行規程(昭和34年高石市水道事業規程第 1 号)その他の水道事業に関する規程(以下「市規程等」という。)の規定によりなされた申込み、手続その他の行為は、この規程中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。
- 3 市規程等の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規程の様式により作成した用紙として使用することができる。

別表 (第18条関係)

用途	適用基準
一般用	官公署・学校用、病院用、公衆浴場用、工場用及び臨時用以外の用途に供するもの
官公署・学校用	ア 国、府及び市の機関の施設又は企業長がこれに類すると認めるものの用に供するもの イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第 1 条に規定する学校の用に供するもの
病院用	医療法(昭和23年法律第205号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院の用に供するもの
公衆浴場用	公衆浴場法(昭和23年法律第139号)による許可を受けた公衆浴場(物価統制令施行令(昭和27年政令第319号)及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令(昭和32年厚生省令第38号)に基づき、大阪府知事が指定する公衆浴場入浴料金の統制額の適用を受けるものに限る。)の用に供するもの
工場用	生産、加工等を目的とした工場の用に供するもの又は企業長がこれに類すると認めるもの
臨時用	臨時の用に供するもの